

被害に遭わないための 注意点

○電話番号が変わったという電話が来たら要注意。「元の電話にかけ直す」「誰かに相談する」「すぐに振り込まない」など、十分気をつけましょう。

○相手がどのような身分を名乗ったとしても、突然、電話をかけてきて、現金の振り込みなどを要求する場合は、「オレオレ詐欺」を疑うこと。そのような電話があったら、家族や警察に相談しましょう。

○警察官や銀行協会職員などがキャッシュカードを預かることは絶対にありません。相手が行政や金融機関の職員を名乗った場合でも、キャッシュカードや通帳を渡したり、暗証番号を教えたりすることは絶対しないようにしましょう。

○犯人に、「オレオレ」と容易に家族のふりをされないためにも、家族の間でしか知り得ない「合言葉」を決めておき、名乗らずに電話をかけてきた相手に確認してみよう。また、本人しか知り得ない情報について質問してみよう。

被害に遭った、 遭いそうになったときは

○振り込め詐欺の被害に遭ったときには、警察の総合相談電話「#9110」または最寄りの警察署に相談してください。また、被害に遭わなかった場合でも、不審な電話を受けたときは警察署に情報を提供してください。

○万一、振り込んでしまった場合は、直ちに、警察や金融機関に連絡し、振り込んだ口座の利用停止を求めてください。「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んだ口座の残高や被害額に応じて、返金を受けられる可能性があります。

だまし取られたお金を訴訟によらずに返還 「振り込め詐欺救済法」

振り込め詐欺でだまし取られたお金が振込先の銀行口座に残っていた場合、被害者がそれを取り戻す手続きを定めた「振り込め詐欺救済法」が、平成20年6月に施行されました。

以前は、このような場合、基本的には、被害者はお金を取り戻すために、口座の名義人に対して民事訴訟を起こさなくてはなりません。しかし、振り込め詐欺救済法が施行され、お金を取り戻すための手続きが法定されたことにより、被害者は民事訴訟によらなくてもお金を取り戻すことが可能となりました。

自分が被害に遭ったと思ったら、すぐに振込先の金融機関と警察に連絡し、口座の凍結を求めてください。犯人にお金を引き出されてしまったら、お金を取り戻すことが非常に難しくなります。

【問い合わせ先】

住民課 ☎68-3115

黒坂警察署

生活安全刑事課

☎0859-74-0110

